

再犯防止推進計画における薬物依存症者の地域支援を推進するための政策研究

研究代表者 松本 俊彦

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長

研究要旨：

【目的】 本研究班の目的は以下の 2 つの課題を解決することで、再犯防止推進法制定下の薬物依存症者地域支援体制の構築に資することである。その課題とは、1 つは、薬物依存症支援に係る中長期的予後の実態を把握することであり、もう 1 つは、初期介入からリハビリ期間を経て社会復帰に至るまでの、回復ステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することである。

【方法】 本研究は、以下の 6 つの分担研究課題から構成される。1) 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」（研究分担者：松本俊彦）、2) 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」（研究分担者：嶋根卓也）、3) 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」（研究分担者：白川教人）、4) 「更生保護施設における薬物依存症者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」（研究分担者：森田展彰）、5) 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」（研究分担者：引土絵未）、6) 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」（研究分担者：高橋康史）。

【結果】 薬物問題を抱える保護観察対象者のコホート調査（VBP）は、順調に対象者と調査実施エリアを拡大しており、プロジェクトに参加している 17 箇所の精神保健福祉センターに対するヒアリングからは、VBP を通じて、精神保健福祉センターを起点とした、保護観察対象者の地域支援体制を構築ができつつあることが示唆された。「ダルク追っかけ調査」においては、現在までに計 457 名から同意を再取得し、薬物依存症者を対象とする縦断研究としては依然として大規模なコホートを維持できていることが確認された。精神保健福祉センターの調査からは、薬物依存症の相談件数の増加、薬物依存症回復プログラムの普及が確認された。また、自治体の生活保護担当者の研修を通じて、支援力の向上、ならびに薬物依存症者に対する忌避的感情の低減に視することが確認された。更生保護施設における調査からは、同施設におけるかかわりによって、対象者が他者への信頼や自分への内省を高め、自主性を高めていることが明らかにされた。民間回復施設の就労支援に関する調査からは、物質使用障害に対する治療と職業訓練の統合システムの重要性が確認された。地域生活定着支援センターの調査からは、支援者がポジティブ/ストレングスな視点から評価と介入を行うことが、薬物再使用の抑制に資する可能性が明らかにされた。

【結論】 次年度以降、本研究班では、さらに研究活動を進め、薬物依存症者の地域支援体制の構築を推進する予定である。最終的には、本研究班の成果によって、自治体、医療機関、保護観察所、更生保護施設、民間支援団体による、薬物依存症者の地域支援にかかる連携体制が確立し、薬物依存を有する者への長期にわたるシームレスな地域回復支援体制が構築する予定である。

研究分担者

嶋根 卓也 (国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
心理社会研究室長)

白川 教人 (横浜市こころの健康相談センター
センター長)

森田 展彰 (筑波大学大学院人間総合科学研究
科 ヒューマン・ケア科学専攻 准
教授)

引土 絵未 (国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
外来研究員)

高橋 康史 (名古屋市立大学大学院 人間文化研
究科 講師)

薬物依存症者の転帰情報など、対策立案に際して参照できる基礎的データも存在しない状況である。すでに2015年11月19日には「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(法務省保護局・矯正局、厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部)が発出されており、その基本方針として、薬物依存者に対する支援を刑事施設や保護観察所又は医療機関いずれかの単一の機関に委ねるのではなく、相互に連携し、それぞれが有する責任、機能又は役割に応じた支援を、切れ目なく(シームレスに)実施するよう努めること、さらには、民間支援団体との連携体制構築の重要性が示されている。

すでに研究代表者は、平成28～30年度の厚生労働科学研究において、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の課題、ならびに各論部分に関する補強的提言を行っているが、その提言を地域に根づかせていくためには、さらに克服すべき課題が山積している。具体的には、薬物問題を抱える人たちの中長期的な転帰に影響を与える要因を明らかにし、リハビリから社会参加までの支援のあり方、あるいは、更生保護施設に対する地域側からの支援、さらには、地域における薬物依存症者支援を、当事者の視点から明らかにする必要がある。

そこで本研究は以下の2つを目的とする。1つは、薬物依存症支援に係る中長期的予後の実態を把握することであり、もう1つは、初期介入からリハビリ期間を経て社会復帰に至るまでの、回復ステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することである。

A. 研究の背景と目的

これまでわが国の薬物問題対策は「供給の断絶」(規制・取り締まりの強化)に偏り、「需要の低減」(依存症の治療・回復支援)には多くの課題がある状況で推移してきた。

こうしたなかで、平成28年6月には「刑の一部の執行猶予制度」が施行され、これを機に、関係機関や団体が緊密に連携した、地域における薬物依存症者支援の必要性が高まった。さらに、平成28年12月には再犯防止推進法が制定され、これにもとづき、平成29年12月には、犯罪対策閣僚会議において自治体の「再犯防止推進計画策定」の努力義務化などが定められ、地域における薬物依存症者支援体制の構築は、もはや努力規定ではなく、義務規定となった。現在、保護観察から切れ目のない地域における支援の実現に向けて、地域の関係機関や民間支援団体の連携をより緊密とし、必要な支援を提供できる体制を確立することは、わが国喫緊の課題といえるであろう。

しかし、いまだ地域の医療機関や相談支援機関の側には薬物依存症者支援の経験が乏しく、

B. 研究方法

本研究は、以下の6つの分担研究課題から構成される。

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)
2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)
3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」(研究分担者: 白川教人)
4. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」(研究分担者: 森田展彰)
5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)
6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」(研究分担者: 高橋康史)

以下に、各分担課題の具体的な研究方法を述べる。

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)

本分担研究では、保護観察の対象となった薬物事犯者の転帰を明らかにし、転帰に影響する要因を明らかにするとともに、保護観察から地域の任意の社会資源への連携を促進するシステムを構築することを目的としている。

2017年12月より保護観察所と精神保健福祉センターなどの地域支援機関との橋渡しをしながら、保護観察の対象となった薬物事犯者の長期転帰を調査する、「Voice Bridges Project: 「声」の架け橋プロジェクト」(以下VBP)を開始した。当初、4つの精神保健福祉センターの管轄エリアから調査を開始したが、漸次、プロジェクトに参加する精神保健福祉センターが増えていき、今年度は17の精神保健福祉センター管轄エリアで調査を実施することとなった。

本分担研究の活動は、保護観察対象者コホート調査を行う定量的研究のセクション(研究1)と、同調査を進めるにあたっての地域支援体制に関する質的研究のセクション(研究2)に分けて展開した。

前者では、保護観察所にて保護観察対象者をリクルートし、管轄の精神保健福祉センターにて研究参加の同意を得て、対面もしくは電話による調査を3年間実施する計画とした。初回調査で、基本属性や薬物依存重症度などを調査し、2回目以降は薬物再使用の有無、生活状況(就労、住居など)、調査時点で受けている治療プログラム、困りごと・悩みごとや相談相手などを調査した。また、法務省保護局観察課から調査実施地域における全保護観察対象者のデータの提供を受け、調査に参加した者としなかった者の特徴(性別、年齢、保護観察の種類、保護観察終了時の転帰)を比較した。

一方、後者の質的研究セクションでは、対象地域の精神保健福祉センターを対象に質問紙調査を行い、調査参加にかかわる変化や保護観察所との連携体制に関する質的情報を収集・整理した。

2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)

本分担研究では、2016年に開始された「ダルク追っかけ調査」の継続研究である。2016～2018年度までの第一期調査(FU1～FU4、フォローアップ=FUと表記)では、全国46団体のダルク利用者695名が追跡対象となった。本研究では、「ダルク追っかけ調査」を継続することで、ダルク利用者の中長期的予後を把握することを目的とした。2019～2021年度までを第二期調査(FU5～)とし、フォローアップを継続する。また、ダルク職員を対象とした「ダルク意見交換会」を通じて、ダルクが直面する課題について抽出・整理することも目的とした。

この目的を実現するために、2019年6月～8月、各ダルクの職員を通じて、第一期調査の対象者に対して追跡継続の説明を行った。計42団体（施設協力率91.3%）の457名（協力率65.8%）より研究継続に対する同意が得られた。アルコール・薬物使用の有無をプライマリーアウトカム、生活保護受給率および就労率をセカンダリーアウトカムとした。

3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」（研究分担者：白川教人）

本分担研究では、全国の市区町村における薬物依存症支援の理解向上・均てん化および地域連携・支援の円滑化および「生活保護担当ワーカー向け薬物依存症対応基礎研修テキスト」の最適化（研究①）と、全国精神保健福祉センターにおける薬物依存症・ギャンブル障害の相談件数および回復プログラム等の実施状況の把握（研究②）を行ったことを目的とした。

＜研究①＞「生活保護担当ワーカー向け薬物依存症対応基礎研修テキスト」を用いて市区町村生活保護担当者に研修を実施した。研修実施者に当事者が加わり、実体験を語ることが特徴である。研修前・中・直後・6か月後に自記式アンケート（J-DDPPQ：薬物依存症の支援従事者の態度を測定する心理尺度）と研修前・直後・6か月後に12の質問、研修直後に感想の自由記述を用いて研修効果を測定し、また基礎研修テキストの改訂も行った。

＜研究②＞全国精神保健福祉センター長会のメーリングリストを介して調査票を送付し、各精神保健福祉センターより1) 薬物依存症・ギャンブル障害の相談件数 2) 指定相談機関の選定状況 3) 治療・回復プログラムの実施状況 4) 連携状況を回答頂いた。集計し、経年モニタリングを実施した。

4. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」（研究分担者：森田展彰）

本分担研究では、保護観察の対象となった薬物事犯者の転帰を明らかにし、転帰に影響する要因を明らかにするとともに、保護観察から地域の任意の社会資源への連携を促進するシステムを構築することを目的とした。

研究は以下の3つの調査から構成された。

調査1（更生保護施設の利用者に対する縦断的アンケート調査）：更生保護施設の入所者に対するアンケート調査により、入所時と退所時、退所後における薬物依存に対する行動変容の動機づけのレベル、精神健康、心理社会的な適応状態の変化を測定し、回復に対する有効性を明らかにする。また刑の一部執行猶予制度の対象であるか否かや、依存症回復支援に係る関係機関と更生保護施設との連携状況が、対象者の回復状況に与える影響を調査する。なお、目標サンプル数は、制度対象者、制度非対象者100名である。

調査2（更生保護施設と関連機関のスタッフの意見交換会における調査）：全国のいくつかの地域にある更生保護施設・保護観察所、医療保健福祉機関、ダルクやマックの援助者を集め意見交換会を開き、更生保護施設の薬物問題のある事例への対応について話し合いを行った。過去3年間は課題抽出が主だったので、今回は、課題解決につながる話し合いのテーマとして、架空事例を3つほど作成し、小グループにおいて1つの事例を選択し、その支援やその連携について検討する方法を用いた。

調査3（更生保護施設のスタッフインタビューによる更生保護施設における好事例の調査）：好事例を行っている更生保護施設での支援方法について視察や電話による調査を行った。

5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)

本分担研究では、依存症治療の成功要因の一つが有益な雇用であることがこれまでの研究でも明らかにされており、依存症治療と職業訓練の統合が目指されているが、日本国内では支援者の創意工夫による部分が大きく、支援内容も確立されていない現状にある。本研究では、特に地域の民間依存症回復支援施設等における就労支援について焦点をあて、民間依存症回復支援施設等における薬物依存症者の就労支援の実態と課題を明らかにするとともに、実際に行われた支援の好事例を収集することを目的とした。

薬物依存症者の就労支援の実態と課題を明らかにし、実際に行われた支援の好事例を収集するために、民間依存症回復支援施設を対象としたインタビュー調査(研究1)および先駆的事例として海外の知見を収集するヒアリング調査(研究2)を実施した。インタビュー調査(研究1)では、第5回ダルク意見交換会(2019年2月19日開催、31施設41名参加、平成30年度依存症対策全国拠点機関設置運営事業)で実施した就労支援に関するアンケートにおいて、就労継続支援B型およびA型事業所、または就労支援を目的とした自主事業を運営または運営予定であると回答し、かつインタビューの同意を得た施設6機関に調査を実施した。ヒアリング調査(研究2)では、米国ニューヨーク州にて、物質使用障害に対する治療と職業訓練の統合システムについてNADAP、Center for practice innovations at Columbia psychiatry NYSPI (New York State Psychiatric Institute)の2機関を対象にヒアリング調査を実施した。

6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症者への地域支援とその回復過程に関する質的研究」(研究分担者: 高橋康史)

本分担研究では、これまで実施されてきた薬物依存症者を対象とした地域支援を、当事者の視点を踏まえて捉え直すことを試みる。2008年以降、地域生活定着支援事業(現・地域生活定着促進事業)が開始され、医療・福祉的ニーズをもつ矯正施設等入所者が、矯正施設等出所後、直ちに医療・福祉につながる仕組みが地域生活定着支援センターを中心に整備されてきた。しかしながら、こうした司法と福祉の連携において、第1に、薬物依存症者の生活課題に対する具体的な対応の実態、第2に、支援を受けた当事者の生活再建過程について十分に明らかにされていない。そこで本研究では、司法と福祉の連携による地域支援が、薬物依存症者にいかなる影響を与え、薬物依存症者の回復過程にどのような機能を与えているのかを、支援者と当事者に対するインタビュー調査によって明らかにすること目的とした。

司法と福祉の連携による支援が薬物依存症者にいかなる影響を与え、薬物依存症者の回復にどのような機能を与えているのかを明らかにする。同時に、ポジティブ/ストレングスな視点から薬物依存症者の回復モデルの試案を提言することを目指す。具体的には、地域生活定着支援センター(3か所)に対するヒアリングを行い、支援の現状と課題を整理した(研究1)。次に、24名の薬物依存症者(ピア・サポートから始まった民間施設の利用者)に対するグループ・インタビュー調査を行い、その「語り」の構造を実証的に解明することを試みた(研究2)。なお、調査は、名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究倫理委員会からの承認を得た後に実施した。

C. 研究結果

1. 「保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究」(研究分担者: 松本俊彦)

研究1「保護観察対象者コホート調査」では、平成29年3月から令和1年12月末までに、17の精神保健福祉センターから計354名の保護観察対象者が調査に参加し、最長2年半後までの追跡調査が行われた。初回調査時における対象者の平均年齢は45.6歳で、男性が74.9%、週4日以上働いている者が40.4%であった。保護観察の種類の内訳は、仮釈放の者が65.3%と最多であった。主たる使用薬物が覚せい剤であった者が94.4%、逮捕時におけるDAST-20の平均値は10.8と中程度であった。治療プログラムを受けている者が77.7%いたが、多くは保護観察所で実施されるプログラムであった。

追跡中の各調査期間における薬物再使用者は、追跡開始～3か月後では回答者244名中14名(5.7%)、3～6か月後では回答者183名中11名(6.0%)、6～9か月後では回答者142名中7名(4.9%)、9か月～1年後では回答者119名中10名(8.4%)、1年～1年半後では回答者52名中4名(7.7%)であった。その内、違法薬物使用者は、追跡開始～3か月後で5名(2.0%)、3～6か月後で5名(2.7%)、6か月～1年後で6名(5.0%)、1年～1年半後で2名(3.8%)、1年半～2年後で1名(6.3%)であった。さらにカプランマイヤー解析を実施したところ、1年経過後の累積生存率は92.6%、2年経過後の累積生存率は84.2%であった。なお、法務省保護局観察課から提供されたデータを分析した結果、調査実施地域における保護観察対象における本調査同意率は11.5%であることが明らかになった。

一方、研究2「調査実施精神保健福祉センター職員を対象としたVBP参加に伴う変化に関する質的調査」からは、精神保健福祉センター職員が薬物依存症者とのかかわる機会が増え、それによってスティグマが解消されていること

や、本プロジェクトを通して精神保健福祉センターと保護観察所の間で良好な連携が築かれつつあることが示唆された。また、保護観察所においては、個別の支援ニーズを拾い上げながらリクルートへとつなげる工夫もなされており、地域ごとに具体的な課題を解決しながら順調にプロジェクトが展開している様子が見られたが、その一方で、保護観察対象者全体におけるリクルート率が当初の計画に比べると低く、保護観察所における情報提供のあり方、参加希望から精神保健福祉センターでの面接実施に至る過程での脱落を防ぐ方を検討する必要があった。

2. 「民間支援団体利用者のコホート調査と支援の課題に関する研究」(研究分担者: 嶋根卓也)

今年度、本分担研究からは以下の結果が得られた。

1. 同意群(n=457)は、非同意群(n=238)に比べ、ベースライン時の施設利用区分が「研修スタッフ」とする割合が高く、「通所者」とする割合が低く、群間に有意差が認められた。その他の基本属性、受刑歴などの各履歴、薬物使用歴については、群間に有意差が認められなかった。
2. 同意群は、ダルクの入所・通所を継続する利用群(n=295、64.6%)と、退所群(n=162、35.4%)に分類された。
3. 退所群は利用群に比べて、「自宅生活者」、「就労者」、「既婚者」の割合が有意に高く、利用群は退所群に比べて「生活保護受給者」の割合や「自助グループ」の参加頻度が有意に高かった。
4. FU4からFU5までの区間再使用率は退所群(飲酒24.7%、薬物13.0%)に比べて、利用群(飲酒9.5%、薬物4.4%)の方が有意に低かった。

5. 同意群の累積断酒・断薬率（フォローアップ期間中に一度もアルコール・薬物使用がない者が占める割合）は、FU2（78.8%）、FU3（75.7%）、FU4（70.9%）、FU5（65.4%）であった。
6. 時間の経過とともに、同意群の生活保護受給率は低下し（ベースライン：77.2%、FU5：72.0%）、就労率は増加していた（ベースライン 24.1%、FU5：55.8%）。
7. 「ダルク意見交換会」を通じて「就労支援」および「地域住民との関係づくり」に関する課題を抽出・整理した。両者テーマに共通する課題は、薬物依存症に対する差別や偏見が、地域での回復支援を妨げているということであった。

3. 「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」（研究分担者：白川教人）

＜調査①＞令和元年9月27日（品川）および11月15日（福岡）に研修を実施し、それぞれ64名と36名が参加し、研修前・中・後にJ-DDPPQ、研修前・後に12の質問、研修後に感想の自由記述に回答した。J-DDPPQの結果、福岡の参加者の方が品川の参加者に比べ得点ベースが高かった。ボンフェローニ多重解析と効果量の解析の結果、両会場とも効果を認め、特に知識とスキルの項目で効果が大きかった。役割認識や仕事満足・自信では効果が少ないあるいは認められなかった。自由記述では「具体的な支援法を知ることができた」、「当事者の体験を聞いてどういう経緯で依存物質に手を出してしまうのかについてある程度理解することができた」「（以前は）気持ちが理解できない所があったが、（今は）少し気持ちが分かる気がする」などが挙がり、支援者としての生活保護担当者の依存症者への理解が進んだと考える。今後、研修6ヶ月後の効果維持の測定と令

和2年2月3日の京都における研修実施と効果測定を予定している。

＜調査②＞全国の精神保健福祉センター69箇所に調査票を送付し、全ての精神保健福祉センターより回答を得た（回答率は100%）。全国の精神保健福祉センターでの薬物相談の平均件数は平成30年度が126.8件であった（参考：平成26年度…104.8件、平成27年度…77.3件、平成28年度…90.1件、平成29年度…98.2件）。36（52.2%）のセンターで薬物依存症を対象にした集団の回復プログラムが実施されており、そのうち35（50.7%）がSMARPP類似のプログラムであった。また、集団の回復プログラムを実施していない33のセンターの中には、個別で回復プログラムを実施しているセンターが11あった。また、平成30年度中の刑の一部執行猶予中の薬物依存症当事者による相談の延べ件数の平均は18.4件であった（参考：平成29年度…4.3件）。薬物依存症者の支援における関係機関との連携状況では医療機関とダルクと連携をしているケースが最も多く、支援における両機関の関係性が重要であることが分かった。専門医療機関との連携状況では、管内で薬物依存症の専門医療機関を選定済みのセンターは39で、うち37のセンターで同医療機関と様々な形での連携の実績があった。

また、精神保健福祉センター対象の調査により、全国で薬物依存症の相談件数が増加していること、薬物依存症からの回復プログラムの普及が進んでいることが確認された。

4. 「更生保護施設における薬物依存者支援の課題と地域連携体制のあり方に関する研究」（研究分担者：森田展彰）

調査1：縦断研究を開始するための法務省保護局への依頼と、筑波大学の倫理委員会の承認に時間を要した。しかし、これらの過程を終えられたので、年明けから開始する予定である。

調査2: 現時点で東京と大阪の2回の意見交換会を開催できたので、その際に出た意見について、KJ法の付箋に書いた言表の質的分析により施行した。

(東京会場意見交換会) 2019年10月21日に東京八重洲ホールで行われ、61名が参加した。架空の事例を基に、テーマ「効果的な支援と地域連携」に沿って、7グループで話し合いを行った。その結果、KJ法による211個のコードが抽出された。これらのコードは、小カテゴリー21個に分類できた。さらに3段階のカテゴリー化を経て、【事例の実態把握】【薬物問題を抱える人の持つ問題】【回復に必要なもの】【回復支援】の4カテゴリーに分類された。

(大阪会場意見交換会) 2019年10月17日に、参加者は、関西圏の更生保護施設職員6名、司法・行政関係者11名、医療保健福祉機関3名、民間支援団体関係者3名、その他3名の計26名であった。事例A(身体疾患を有する特徴をもつ男性事例)に関して、KJ法の手法を用いて出された意見を分類した結果、57個のコードが抽出され、最終的に11個のサブカテゴリーと5つの大カテゴリーに分類された。大カテゴリーは、【身体的な病気の治療】【依存症の治療】【本人の性格傾向】【金銭管理】【退所後の自立】であった。意見交換会を通じて、関係機関の支援者は対応に追われている現状が明らかになった一方で、よりよい制度運用のために工夫を重ねている実態も把握することができた。特に他機関連携については重要視している様子がうかがわれ、他機関・他職種が現状の課題や方向性について率直に語る場として意見交換会の意義が見いだされた。

調査3: 3施設について視察や電話によるインタビューを行った。その結果、以下のことが明らかにされた。

① **ウイズ広島**: 退所後支援として退所者や入所者や地域の人との語らいの場「ウイズカフェ」を行っている。

② **大阪和衷会**: SMARPPを行う場合、個人療法を30-60分行い、各人の素直な気持ちを聞くことに集中して行っている。プログラム内容を教え込むのではなく、相手の自主性を引き出し、本人自身が生き方への気づきを得ることを助ける姿勢が徹底していた。

③ **函館 巴寮**: 「SMARPP同窓会」として退寮生と監察官、職員で話し合いを持つ。率直に、退寮後の苦労などを話し合っていた。これらの入所中からその後にもつての安心できるつながりの提供が、薬物問題を持つ者が潜在的にもっている「生きづらさ」を変えていく回復力につながっていると思われた。

今年度、意見交換会や好事例の視察により、更生保護施設での薬物事犯への対応は、SMARPPの導入を契機に、支援内容を教え込むということのみでなく、正直に話せる関係性をもととしていることが確かめられた。

5. 「薬物依存症者への就労支援のあり方に関する研究」(研究分担者: 引土絵未)

インタビュー調査(研究1)では、各施設の創意工夫により多様な取り組みがなされていることが明らかとなった。その中で、民間依存症回復支援施設における就労支援の特徴や課題として以下の3点が挙げられた。

第一に、就労支援の取り組み開始の契機に影響する地域特性である。従来のダルクプログラムに加え、就労支援に特化した取り組みを開始した背景として、多くの施設ではダルクプログラムのみでは社会復帰や次のステップに進むことが難しいものの地域の社会福祉施設では受け入れ困難とされる長期利用者の存在がその契機となっていることが挙げられた。他方で、お酒の問題を抱えることが少なくないという文化的背景も影響し、地域の社会福祉施設との連携が有機的に機能している地域もみられ、地

域特性に大きく影響を受けていることが再確認された。

第二に、就労に伴う情報開示についてである。依存症であることを開示して就労することにより就労と回復の両立が担保される可能性が高まると経験的に考えられている一方で、依存症の公表には、依存症に伴う偏見や差別、それらに伴う不採用や失職に直面する可能性を有しており、多くの依存症者はこれらを回避するために依存症であることを非公表の形で就労している。このような困難を伴う情報開示における経験知として、情報開示の多様な選択肢が挙げられた。

そして最後に、依存症特性に配慮した連携である。地域の就労支援機関における懸念点や留意点として、薬物依存症に対する知識や技術がないため特に再使用時の対応、依存症者の人間関係上の距離感などが挙げられている。このような依存症特性について就労支援機関と共通認識をもつとともに、再使用時の対応などを共有し、具体的な相談先を提供することなどを通して多機関・多職種連携を図ることが求められる。

ヒアリング調査（研究2）では、米国ニューヨーク州における物質使用障害に対する治療と職業訓練の統合システムにおいて、十分な財政基盤をもち、豊富なスタッフと確立された支援方法により依存症者の就労支援が実施されていた。これらの制度的背景だけでなく、依存症治療の専門職と職業リハビリテーションの専門職、そして回復者スタッフが協働し、有機的な支援が実施されていることも、統合システムの重要な要素となっている。統合システムには複数の要素が含まれているが、中でも支援従事者教育とフォローアップ体制の充実については日本の実践においても学ぶべき点が大いと考えられる。

以上の研究活動から、次のことが示唆された。すなわち、依存症特性に配慮した連携について

は、支援者個人および機関の価値観や経験に資するものではなく、確立された資源としてテキストやワークブックの開発を通して、就労支援従事者、依存症支援者の相互理解を深めるとともに、支援に繋がっていない当事者や家族が就労について理解を深める機会を提供することが目指される。

また、就労後のフォローアップ体制を整備することを通して、依存症に関する情報を開示するか否かの選択肢を提供することが目指されるが、薬物依存症者の就労継続を支援する財源が確保されていない現状において、財政基盤に関する検討が必要となる。

6. 「司法と福祉の連携による薬物依存症への地域支援とその回復過程に関する質的研究」 (研究分担者: 高橋康史)

研究1では、障害福祉サービスの活用により、薬物依存症者の地域生活支援が行われ、その支援が薬物再使用を阻止することに寄与していることが明らかになった。このことから、ポジティブ/ストレングスな視点から、薬物依存症者に関わることのできる社会福祉による支援の有効性が確認された。また、地域生活定着促進事業の下で、薬物依存症者が支援を受けるには特別調整に該当することが前提条件であったが、現在は、一般調整による支援を実施していることが明らかになった。

研究2では、626分に渡る膨大な経験的データを、質的データ分析ソフトMAXqdaを用いた実証的な分析を行い、次のような3つの示唆が得られた。それは1つ目に、薬物依存症者にとって治療と矯正の経験と回復の経験は別の次元となること、2つ目に、薬物依存症者は多元的な自己を生きていること、3つ目に、民間施設が薬物依存症者としての私以外の自己との出会いと社会参加に結びついているということである。

D. 考察

本研究班では、①すでに実施してきた保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート研究をさらに継続・拡大し、②地域保健福祉機関および自治体関係者の薬物依存症者に対する支援力を高めるべく、実態調査と研修を実施した。また、③更生保護施設の支援の実態を明らかにすべく調査を実施し、④民間回復施設における就労支援の実態と課題を検討した。さらに、地域生活定着支援センターを利用する薬物依存症当事者に対するインタビューを実施し、当事者の視点から見た地域支援の効果と課題を検討した。

その結果、薬物問題を抱える保護観察対象者のコホート調査（VBP）は、順調に対象者と調査実施エリアを拡大しており、プロジェクトに参加している精神保健福祉センターに対するヒアリングからは、VBPを通じて、精神保健福祉センターを起点とした、保護観察対象者の地域支援体制を構築ができつつあることが示唆された。今後は、さらに対象者と調査実施エリアを拡大し、国内の多くの地域に「声の架け橋（voice-bridges）」を作っていく予定である。

「ダルク追っかけ調査」においては、現在までに計 457 名から同意を再取得し、薬物依存症者を対象とする縦断研究としては依然として大規模なコホートを維持できていることが確認された。本研究班では、これらの対象者を最長で 5 年間まで追跡することで、臨床的・行政的・学術的に意義の高いエビデンスを創出することを目指している。

また、自治体の生活保護担当者の支援技術向上を目的とした研修が、支援力の向上、ならびに薬物依存症者に対する忌避的感情の低減に視することが確認された。今後は、研修 6 ヶ月後の効果を測定するとともに、別の地域での研修実施と効果測定を予定している。これらを通じて研修プログラムのパッケージ化と全国へ

の普及を促進し、生活保護担当ケースワーカーに対する継続的な支援技術の向上を目指す計画である。

更生保護施設における調査からは、同施設におけるかかわりによって、対象者が他者への信頼や自分への内省を高め、自主性を高めていることを確認した。こうした自主的な回復への動きに対して、刑の一部執行猶制度がどのような影響を与えているのかを明らかにするために、次年度に縦断研究を行う計画である。

民間回復施設の就労支援に関する調査からは、物質使用障害に対する治療と職業訓練の統合システムの重要性が確認された。また、このシステムが適切に機能するためには、依存症支援者、就労支援者、回復者スタッフが協働している必要が明らかにされた。今後、薬物依存症者の就労支援においては、各機関におけるより一層の連携が望まれると考えられた。

地域生活定着支援センターの調査からは、支援者がポジティブ／ストレングスな視点から評価と介入を行うことが、薬物再使用の抑制に資する可能性が明らかにされた。24 名の薬物依存症当事者に対する調査からはピア・サポートとして始まった民間施設が利用者に薬物依存症としての私以外の自己との出会いと社会参加の機会を保障する機能を果たし、回復促進手な影響を与えていることが示唆された。

次年度、本研究班では、さらに調査を深め、研修会や意見交換会を通じて、薬物依存症者の地域支援体制の構築を推進する予定である。最終的には、本研究班の成果によって、自治体、医療機関、保護観察所、更生保護施設、民間支援団体による、薬物依存症者の地域支援にかかる連携体制が確立し、薬物依存を有する者への長期にわたる、切れ目のない地域回復支援体制が構築し、再犯防止推進計画や第五次薬物乱用防止五か年戦略にかがられた目標の実現に視する予定である。こうした活動は、ごく近い将来、薬物依存症者支援を通じて国民の健康増進

に資するだけでなく、薬物依存症者の再犯防止につながることで社会安全維持にも貢献し、さらには、近い将来行われるであろう、「刑の一部執行猶予制度」の見直しにも資する基礎資料として高い価値を持つと自負している。

E. 結論

本研究班では、①すでに実施してきた保護観察所および民間支援団体における薬物依存症者コホート研究をさらに継続・拡大し、②地域保健福祉機関および自治体関係者の薬物依存症者に対する支援力を高めるべく、実態調査と研修を実施した。また、③更生保護施設の支援の実態を明らかにすべく調査を実施し、④民間回復施設における就労支援の実態と課題を検討した。さらに、地域生活定着支援センターを利用する薬物依存症当事者に対するインタビューを実施し、当事者の視点から見た地域支援の効果と課題を検討した。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

各分担報告書巻末に記載の通り。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし